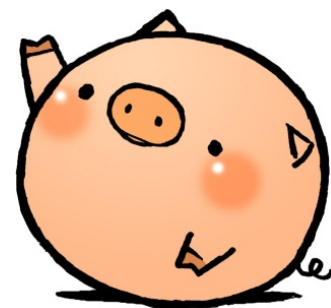


# 前橋市空家対策補助



前橋市は平成 27 年 7 月から空家の活用や解体のための費用の補助を始めます



## 空家活用支援事業

### 空家の活用

迷惑空家が町の自慢に



空家



リフォーム

### 空家のリフォーム補助

- 空家へ居住するための外装・内装・台所・浴室等の改修工事の補助金が受けられます  
(工事費の 1 / 3 以内で最大 100 万円)

### 特定目的活用支援

- 空家を「まちづくりの拠点」(コミュニティスペース等)として活用するための改修工事に補助金が受けられます  
(工事費の 1 / 3 以内で最大 200 万円)

### 転入・子育て・若年夫婦加算

空家のリフォーム事業は、次の加算が受けられます

- ①市外から転入する場合 1 人につき、20 万円 (4 人まで)
- ②中学生以下の子供 1 人につき、10 万円 (4 人まで)
- ③夫婦とも 39 歳以下であれば 10 万円

※上記の基本補助額と加算額の合計が工事費の 1 / 3 を超えて支給を受けることはできません

# 🏠 二世帯近居・同居住宅支援事業

## 二世帯近居

実家近くに  
夢のマイホーム



## 二世帯近居・同居住宅建築工事補助

- 実家から概ね1Km以内にある空家を解体して新築すると※120万円の補助金が受けられます  
※空家等除却費支援を併用できます

## 二世帯近居・同居住宅改修工事補助

- 実家から概ね1Km以内にある空家を改修して住居として利用した場合120万円の補助金が受けられます

二世帯近居・同居建築（改修）工事補助にも表面記載の転入・子育て・若年夫婦加算が受けられます

# 🏠 老朽空家対策事業

## 老朽空家対策



## 空家等除却費支援補助

- 昭和56年以前（旧耐震基準）に建築された空家を解体すると10万円の補助金が受けられます  
（解体工事費の1/3の額）
- 空家を解体して跡地を駐車場にすると10万円の加算
- 空家を解体して跡地に住宅等を建てると40万円の加算

※全ての工事には事前に空家利活用センターへの相談が必要になります。

※対象となる空家は概ね1年以上使用されていないものに限りです。

詳しくは下記連絡先へご連絡ください。

前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市役所 建設部 建築住宅課 空家利活用センター  
TEL 027-898-6081（月～金 午前8時30分～午後5時15分）